

令和3年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

令和3年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正（3.5.28公布、4.2.20施行）により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができることとされることに伴い、当該許可に係る手数料を新設するほか、租税特別措置法の一部改正（2.3.31公布、4.4.1施行）により、引用条文が削られることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日（一部の改正規定については、本年4月1日）

2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講じなければならない措置等について定める。

(2) 施行期日等

本年4月1日

※ 育児休業及び部分休業の承認の請求については、施行日前においても行うことができることとする。

〈その他〉

1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

(1) 変更理由及び内容

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置が令和3年度をもって終了するため、令和4年度及び令和5年度についても引き続き同様の措置を講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議をする。

(2) 施行期日

本年4月1日